

調達要求番号：5SNS1AF0001

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	8920-162-3933-5	仕様書番号	
強化精麦	WQ-N120001B		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 2年 6月 3日	
	変更	令和 7年 1月 15日	
作成部隊等名	九州補給処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する強化精麦について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

強化精麦

大麦又は裸麦を精穀し、そのまま若しくは切断したものにビタミンB₁を強化含有させたものをいう。

1.2.2

標準品

全国精麦工業共同組合連合会が調整し、当該品目にかかる検査機関が査定したものをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

種類	物品番号	用途	備考
圧ぺん	8920-162-3932-5	主として蒸気煮炊きがま用	麦粒を縦溝にそって切断し押し麦にしたもの。
無圧ぺん	8920-162-3933-5	主として連続式ガス炊飯装置用	切断型、丸粒型のどちらでも可。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。

例 強化精麦、無圧ぺん

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS P 3401

クラフト紙

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年5月11日法律175号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”，及び関連規則に基づき製造され、当該品目にかかる検査機関の実施する検査に合格したものでなければならない。
- b) 検査機関が実施する対象項目は、品質保持上必須である水分、異物、におい及びビタミンB₁、ビタミンB₂の5項目とし、年度に1回以上検査するものとする。

2.2 品質

品質は、表2による。

表2-品質

項目	規定又は基準	
	圧ペン	無圧ペン
圧ペン度	標準品以上とする。	—
とう精度	標準品以上とする。	
粒そろい	標準品以上とする。	
容積質量	g/L	— 770以上
ビタミンB ₁	mg	1.5以上
ビタミンB ₂	mg	0.7以上
水分	%	13.5以下
未切断粒	%	5.0以下
砕粒	%	5.0以下
異物	%	認めない。
におい	異臭のないもの	
注記1 ビタミンB ₁ 及びビタミンB ₂ の含有量は、強化精麦100gあたりの量をいう。		
注記2 百分率で示した数値は、四捨五入により小数点以下1桁までに丸めたものとする。		

2.2 賞味期限

賞味期限は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期日以降6か月以上とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS P 3401のクラフト紙の坪量75 g/m²以上のものを3層に重ねた新袋に、製品を入れ包装するものとする。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 製品名
- b) 製造者名及び所在地
- c) 製造年月日及び賞味期限
- d) 内容量
- e) 成分量及び原材料の名称
- f) 保存方法

4.3 合格票せんの添付

検査を実施した検査機関及び合格年月日が記入されている合格票せんを、外装に添付するものとする。

5 その他の指示

5.1 承認審査

契約の相手方は、速やかに2.1b)で示した対象項目について検査機関が実施した検査の検査証を契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、合格となった検査結果を同一年度内に既に提出した契約相手方については、契約担当官等によって示された場合を除き、同一年度内の同一品目の調達における再提出を省略することが出来る。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。